

# グリーン調達ガイドライン

(Ver. 12.0)

株式会社ジャパンディスプレイ  
調達部

R&D 本部 R&D 推進部

2024年 4月 1日

# 目次

I. 環境方針	.....	3
II. グリーン調達の方考え方	.....	4
1. 目的		
2. ジャパンディスプレイグループの取組み		
3. 本ガイドラインの適用範囲		
4. 評価基準		
5. その他の要求事項		
6. ご提出いただく各資料、報告書の説明		
7. 調査依頼から提出方法		
III. ガイドラインの取扱いについて	.....	20
IV. 提出された報告書の取扱いについて	.....	20
V. サプライヤー様へのお願い事項	.....	20
VI. その他	.....	21

## I . 環境方針

ジャパンディスプレイグループは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、人と環境を大切にするとともに、持続可能な社会に貢献する企業を目指します。

### 基本方針

・環境マネジメントシステムの継続的改善を図り、ディスプレイ製品のライフサイクルを考慮して、環境負荷の低減に取り組み続けます。

・国内外の法的要求事項および自主的に受け入れを決めた要求事項を順守します。

・以下の重点テーマを基本に環境目標等を設定し、その達成に向けた活動を推進し、環境保全を図ります。

### 重点テーマ

- 1) 事業活動における環境負荷低減を図ります。
  - 1-1) 温暖化対策、省エネルギー、水の有効利用を推進します。
  - 1-2) 化学物質の管理を徹底するとともに、削減・代替を推進します。
  - 1-3) 廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進します。
- 2) 製品の環境負荷低減を図ります。
  - 2-1) 環境に配慮した製品の開発を推進します。
  - 2-2) 製品含有化学物質の管理を徹底します。
  - 2-3) グリーン調達を推進します。
- 3) 生物多様性の保全活動や地域の環境関連活動に取り組みます。

## Ⅱ. ジャパンディスプレイグループのグリーン調達の方

### 1. 目的

ジャパンディスプレイグループは、「地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、中小型ディスプレイ製品およびサービス提供を通じ、人と環境を大切に、社会とともに発展する」という考えに立ち、環境に調和した製品作りのため、その一環として環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達（以下、グリーン調達という）を推進します。グリーン調達の推進に当たっては、以下を目的とします。

- ・ 環境保全活動を推進しているサプライヤー様から調達すること
  - ・ ジャパンディスプレイグループが指定したガイドラインに従い、環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料を調達すること
  - ・ 生物多様性保全への取り組みに対する理解を共有し、お取引様との協調関係を構築すること
- \*ジャパンディスプレイグループとは、株式会社ジャパンディスプレイ、およびその海外を含む子会社の総称です。

### 2. ジャパンディスプレイグループの取組み

#### 2-1. 環境保全活動を推進しているサプライヤー様からの調達

環境保全に対する活動はサプライヤー様の自主的活動であることを基本としますが、必要に応じ、改善活動のお手伝いをさせていただきます。

グリーン調達に当たっては、ISO9001、14001外部認証取得をはじめとする製品含有化学物質管理システム構築および環境を配慮した活動に取り組まれているサプライヤー様からの調達を進めていきます。

具体的には、ISO9001、14001外部認証取得、製品含有化学物質管理システム構築状況および環境保全活動に関するサプライヤー様の取組みについて評価します。

#### 2-2. 環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達

ジャパンディスプレイグループは、調達品を下図に示すとおり品目特性で三つに分類（製品に関わる材料等の調達品、生産活動に関わる調達品、文房具等事務用品）しております。

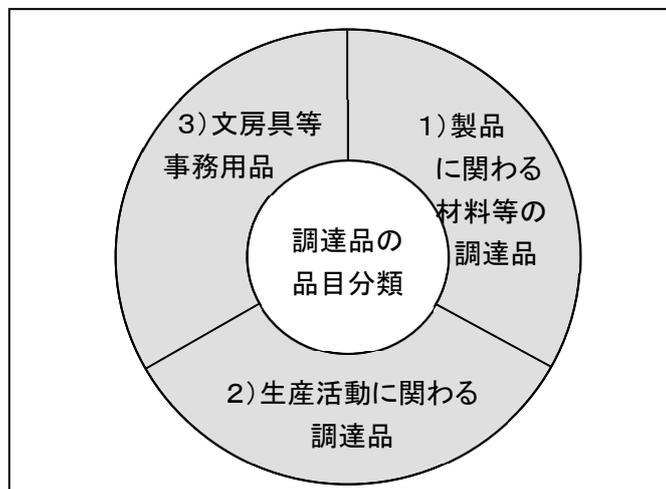


図1 ジャパンディスプレイグループのグリーン調達品の分類

#### 1) 製品に関わる材料等の調達品についての取組み

製品に関わる材料等の調達品とは、「ジャパンディスプレイグループが販売する製品を構成する全ての調達品(完成品・システム構成品・ユニット品・部品・材料・出荷用包装材など)」を総称します。

ジャパンディスプレイグループでは、調達品の環境負荷低減に関する項目を具体的に定め、これらの項目について調査して、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。調査の詳細については後述の「4-2. 製品に関わる材料等の調達品 採用基準」を参照ください。

#### 2) 生産活動に関わる調達品についての取組み

生産活動に関わる調達品とは、設備・治工具類と塗料、洗浄剤・薬液等の間接材料を総称し、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。必要により、これらの間接材料についても、SDS(MSDS)、分析報告書等の含有化学物質情報の提供をサプライヤー様に依頼する場合がありますのでご対応ください。

特に当社の製造工程において、これらの間接材料と当社の製品が直接的に接触して間接材料の成分が当社の製品に移行する可能性がある場合は、禁止物質の不使用を確認するために含有化学物質情報の提供を依頼する場合があります。

また、含有化学物質情報を確認させていただき法的もしくは当社顧客が要求する禁止物質等に該当する場合は、物質代替などをお願いする場合があります。

#### 3) 文房具等事務用品についての取組み

筆記具、文房具、ファイル用品、ノート等については、特に会社の中で身近に使うことから、環境を配慮した事務用品拡大は従業員への環境に対する意識付けという意味で重要な活動と認識しています。

このため、グリーン購入法適合品、エコマーク認定品、GPN データベース掲載品を環境推奨品とし、環境を配慮した事務用品調達の拡大を進めます。

#### 2-3. 生物多様性保全への取組みに対する理解の共有と協調

ジャパンディスプレイグループは、生物多様性保全に対して取り組んで参ります。また、サプライヤー様へも生物多様性保全の趣旨に賛同し、サプライヤー様なりの取組みを検討いただくようお願いいたします。

### 3. 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、「ジャパンディスプレイグループが販売する製品を構成する全ての調達品」、「生産活動にかかわる調達品」および「文房具等事務用品」等、全ての調達品とします。また、調達先が国内か海外かは問いません。OEM、ODM生産に関わる調達品にも適用されます。

## 4. 評価基準

### 4-1. サプライヤー様の評価基準

サプライヤー様の製品含有化学物質管理システム構築状況および環境保全活動への取り組み状況を「取引先調査票(監査シート)」で評価します。「取引先調査票(監査シート)」はアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が発行する「製品含有化学物質管理ガイドラインのチェックシート」を基に作成しています。ISO9001、14001外部認証の取得を優位とする以下の項目で評価し、評価ランク上位のサプライヤー様を優先します。なお、サプライヤー様が商社機能の場合は、調達品を最終的に製造するメーカー様含めて評価対象になります。

#### 4-1-1. 評価項目

- ① ISO9001、ISO14001外部認証を取得している、または取得計画があること。
- ② JAMP のチェックシート内容に基づいた製品含有化学物質管理システム構築ができていること。具体的には以下の項目について評価します。

- 5.1.3 製品含有化学物質管理の適用範囲の決定
- 5.2.2 方針
- 5.2.3 組織の役割, 責任及び権限
- 5.3.2 目標及びそれを達成するための計画策定
- 5.4.2 力量
- 5.4.5 文書化した情報
- 5.5.2.1 顧客とのコミュニケーション
- 5.5.2.2 製品含有化学物質管理基準の明確化
- 5.5.3 設計・開発における製品含有化学物質管理
- 5.5.4.1 製品含有化学物質情報の入手及び確認
- 5.5.4.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認
- 5.5.4.3 受入れ時における製品含有化学物質管理
- 5.5.4.4 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認
- 5.5.5.1 製造工程における管理 (変換工程の管理)
- 5.5.5.2 誤使用及び汚染の防止 (併行生産及び使用禁止物質の誤使用・汚染の管理)
- 5.5.5.3 識別及びトレーサビリティ
- 5.5.6 変更の管理
- 5.5.7 製品の引渡し
- 5.5.8 不適合品発生時における対応
- 5.6 パフォーマンス評価及び改善

#### 4-1-2. 判定基準

上記の評価項目に基づく評価点合計(\*1)をランク分けし、評価ランクS、Aのサプライヤー様からの調達を優先します。

ランク	評価点合計	判定基準
S	ISO9001およびISO14001認証取得、かつ重点項目すべて適合かつ85%以上	合格(優先取引)
A	ISO9001/ISO14001のどちらか一方の認証取得もしくは両方未取得、かつ重点項目すべて適合かつ85%以上	
B	重点項目すべて適合かつ60%以上85%未満	是正対象 (是正対応されないときは、取引停止の場合あり)
C	60%未満 もしくは重点項目の何れかが不適合 もしくは監査シート未提出の場合	

(\*1) 「取引先調査票(監査シート)」における、評価全項目に対する、「適合」の項目数の比率。

★「取引先調査票(監査シート)」は項目毎に「適合」「準適合」「不適合」「非該当」からの選択方式となっており、「準適合」は「不適合」として扱って算出する。「非該当」は分母の項目数から除外して算出する。

★評価点合計が85%以上でも、製品含有化学物質管理が不十分と考えられる内容が見受けられる場合は是正や改善依頼の対象となります。

★重点項目とは「取引先調査票(監査シート)」における評価全項目のうち、製品含有化学物質管理において特に重要な項目を意味します。重点項目の何れかが「不適合」になると是正対象となります。重点項目は「取引先調査票(監査シート)」の中で当社より指定します。

#### 4-1-3. 評価方法

評価方法は、書類監査または訪問監査により実施します。

書類監査は、「取引先調査票(監査シート)」を使ってサプライヤー様にて自己評価を実施頂きます。原則として、製品に関わる材料等の調達品を扱う全てのサプライヤー様が書類監査の対象となり、当社より書類監査の要求がありましたら自己評価を実施して監査シートをご提出ください。

訪問監査は、当社の監査員がサプライヤー様またはメーカー様に訪問し、「取引先調査票(監査シート)」の評価項目について監査します。訪問監査の対象サプライヤー様については、以下に規定する内容から総合的に判断して選定します。

なお、場合によってはオンライン(Web 接続)により、監査を実施することがあります。

・当社製品を構成する重要部材を取り扱うサプライヤー

- ・当社が定めるリスクの高い製品・部品を納品頂いているサプライヤー
- ・書類監査による自己評価結果に不十分と考えられる内容が見受けられるサプライヤー
- ・その他、製品含有化学物質管理が不十分と考えられるサプライヤー

#### 4-1-4. 更新評価

以下に規定する内容を総合的に判断して更新評価を実施します。

- ・製品含有化学物質管理システムに関する変更が生じたサプライヤー
- ・当社が定めるリスクの高い製品・部品を納品頂いているサプライヤー
- ・過去の監査結果
- ・その他、当社が必要と判断したサプライヤー

#### 4-2. 製品に関わる材料等の調達品 採用基準

製品に関わる材料等の調達品については、環境方針に基づき、法令順守、環境負荷低減、および顧客の禁止物質に関する基準順守を目的に下記①～⑥の項目を満足することが採用の条件となります。

法令および顧客の禁止物質基準を順守するために**ジャパンディスプレイの禁止物質・管理物質として「表1：製品含有禁止物質および管理物質基準」(\*2)を設けています。**

##### ①環境管理物質不使用保証書の提出

「表1：製品含有禁止物質および管理物質基準」について、規制値を超えた禁止物質の使用がないことを保証いただくため「環境管理物質不使用保証書」(以下、保証書)をご提出ください。

また、調達品の構成情報ならびに禁止・管理物質の含有情報について、保証書に付属する「別紙－構成表」および「別紙－調査表」にて報告していただきます。

##### ②JAPIAシートの提出

組立品および単一部材についての構成部品および構成階層の情報を記入し、構成される均質素材単位での全構成化学物質情報を「JAPIAシート」でご提出ください。

##### ③分析報告書の提出

- ・欧州RoHS規制物質(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム)の分析報告書  
調達品を構成する全ての均質材料毎の分析報告書をご提出ください。

- ・欧州RoHS規制物質(PBBs、PBDEs)の分析報告書  
調達品を構成する全ての樹脂部材(ガラス、金属、セラミック以外)の均質材料毎の分析報告書をご提出ください。

なお、PBBs、PBDEsの分析報告書は、総臭素(臭素単体)の分析報告書での代用が

可能です。ただし総臭素(臭素単体)の測定数値がPBBs、PBDEs化合物状態の規制値を満たすことを証明できることが条件です。

・欧州RoHS規制物質(フタル酸エステル類 DEHP、BBP、DBP、DIBP)の分析報告書  
調達品を構成する全ての樹脂部材(ガラス、金属、セラミック以外)の均質材料毎の分析報告書をご提出ください。

・ハロゲン物質(総塩素、総臭素)の分析報告書  
調達品を構成する全ての樹脂部材(ガラス、金属、セラミック以外)の均質材料毎の分析報告書をご提出ください。

※包装材についてはカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの分析報告書をご提出ください。  
当社より個別で要求される場合はPBBs、PBDEs、塩素、臭素、フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)の分析報告書もご提出ください。

※分析報告書は第三者分析機関が発行する測定日2年以内の英文の報告書をご提出ください。

#### ④SDS(MSDS)の提出

JAPIAシートの構成情報や成分情報等のエビデンスとして、「SDS(MSDS)」をご提出ください。SDS(MSDS)がない場合は部材・原材料メーカーが発行する成分表でも可とします。

(SDS:安全データシート、Safety Data Sheet)

(MSDS:製品安全データシート、Material Safety Data Sheet)

#### ⑤部品構成図の提出

下記の調達品については「部品構成図」をご提出ください。

・電子部品類 (IC・抵抗・コンデンサ・コネクタなど)、FPC、LED(LED-FPC、サーミスタ含む)、タッチパネル

・上記以外でも構成情報と原材料の関係が判別しにくい部材については、別途要求することがありますのでご提出ください。

「部品構成図」の作成、登録方法については環境管理物質不使用保証書フォーマットに附属されている「部品構成図登録方法」シートをご参照ください。

#### ⑥その他

法令の改正や当社顧客の要求状況などにより、上記①～⑤以外の資料(例えばchemS HERPA、他調査書類、証明書類)をご提出していただく場合があります。

また、IMDS(International Material Data System)の提出をサプライヤー様に要求する場

合があります。なお、IMDSで依頼しました場合は、①～⑤の資料は当社の顧客から要求がない限り基本的に提出を免除します。

①～⑤の資料に関する説明は「6. ご提出いただく各資料、報告書の説明」を参照ください。

(\*2)

- ・当社から要求する仕様書・図面において、製品含有禁止物質基準の内容と相違が生じる場合は、仕様書・図面の内容が優先されます。
- ・製品含有禁止物質基準の規制値を超える調達品については、原則として代替をさせていただきます。なお、様々な理由により規制値を超えた調達品を使用する場合は、関連する法令ならびに当社顧客から要求される禁止物質基準に抵触しないことを条件として特別採用を検討します。
- ・当社から支給される部材(以下、支給部材)を使用して実装、組立、製造される部品については、支給部材に関する分析報告書、SDS(MSDS)、部品構成図の提出は不要です。
- ・調達品の出荷用包装材については、分析報告書、SDS(MSDS)等の提出は原則として不要ですが、当社より個別で提出要求がある場合はご対応ください。なお、調達品の出荷用包装材とは、サプライヤー様が当社へ調達品を納めるときに使用する包装材全般を指します。

## 5. その他の要求事項

以下については当社より個別で要求がある調達品についてご対応ください。

- ・調達品にRoHS対応、非対応など表示をしていただく場合があります。
- ・各資料について更新したものを再提出いただく場合があります。  
例えば、環境管理物質不使用保証書を再提出時点の日付で見直し、更新したものの分析報告書を再提出時点で「分析開始日が2年以内」のもの など
- ・分析用の部材として、調達品の各構成部材30gをご提出いただく場合があります。
- ・アンチモン、PVC(ポリ塩化ビニル)、ヒ素、ベリリウム、PFOS、PFOAなどの分析報告書をご提出いただく場合があります。

## 6. ご提出いただく各資料、報告書の説明

### 6-1. 取引先調査票(監査シート)

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が発行する「製品含有化学物質管理ガイドラインのチェックシート」を基に作成した当社指定の監査シートです。

当社の調査システムより提出依頼をしますので、サプライヤー様の標準類(規則・規定文書)および記録類(エビデンス)を確認しながら、取引先調査票(監査シート)の記入方法を参考にして自己作成をお願いします。

<注意>

- ・記載内容が曖昧な場合はエビデンスの提出を要求することもあります。
- ・回答内容に問題がある場合や、当社が定めるリスクの高い製品・部品を取り扱うサプライヤー様を対象に実地監査を行う場合もあります。

## 6-2. 環境管理物質不使用保証書

環境管理物質不使用保証書(以下、保証書)は、製品に関わる材料等の調達品について、当社のグリーン調達ガイドラインの製品含有禁止物質基準(以下、禁止物質基準)について保証して頂くことを目的とした当社指定の保証書フォーマットです。

保証書フォーマットはExcel形式で以下6つのシートと記入例シートによる構成です。

- ・保証書トップページ(必須)
- ・別紙ー構成表(必須)
- ・別紙ー調査表(必須)
- ・別紙ー適用除外部品リスト(任意)
- ・部品構成図登録方法
- ・欧州RoHS指令の適用除外用途

当社の含有化学物質管理システム(jDesc)より依頼がありましたら、「保証書トップページ」「別紙ー構成表」「別紙ー調査表」を作成しご提出(jDescにWeb登録)ください。

保証書の作成方法は当社のグリーン調達ホームページの「JDI グリーン調達ガイドライン 説明資料」を参照ください。

## 6-3. JAPIAシート

JAPIAシートとはJAPIA統一データシートの略称であり、一般社団法人日本自動車部品工業会で制定している化学物質の標準調査帳票です。一般的なパソコン環境でオフライン入力が可能なExcelのフォーマットで、入力帳票と外部リストの2つのファイルで構成され、マクロによる入力補助機能と入力チェック機能が付いています。

当社のjDescより依頼ありましたらご提出(jDescにWeb登録)ください。

作成方法はグリーン調達ホームページの「JAMAシート活用マニュアル」を参照ください。

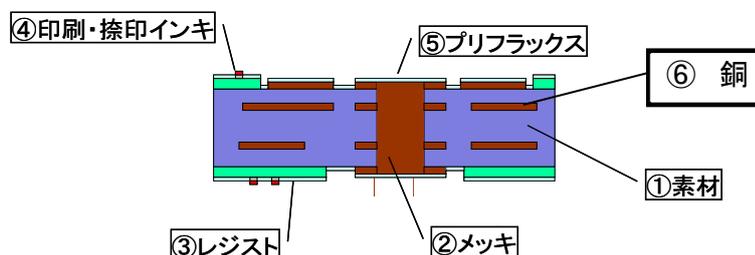
## 6-4. 分析報告書

当社のjDescより依頼ありましたら以下内容を満たす分析報告書をご提出(jDescにWeb登録)ください。

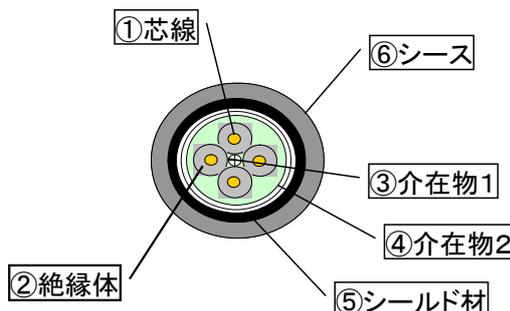
### 6-4-1. 分析対象材料

調達品の構成部材毎に、以下の例の様に全ての均質材料毎で分析を行ってください。  
なお、当社の顧客から要求がある場合は、調達品が液状のもの(以下例)は製品成型後の状態(乾燥後)にしてから分析を行ってください。(例:フラックス、接着剤、コーティング剤、ペースト剤、インク、塗料、レジスト類)

#### 例 1) プリント基板



#### 例 2) 線材



#### 例 3) メッキ

メッキ液では無く、製品状態のメッキを分析してください。

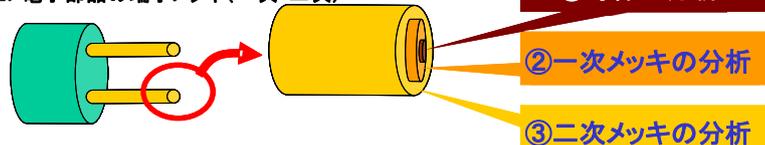
**メッキと母材は必ず分けて分析してください！**

※無電解ニッケルメッキには鉛が **意図的** に含有されているものがあります  
電解・無電解を明確にしてください

##### 1. 鋼板+メッキ(表面処理)・塗装など



##### 2. 電子部品の端子メッキ(一次・二次)



### 6-4-2. 分析対象物質

下表の条件を満たすように欧州RoHSの物質および塩素、臭素について、高精度定量分析を行ってください。

表. 分析対象の物質

分析対象の物質	製品に関わる調達品		梱包材・包装材
	樹脂材料 (インク・塗料・合成ゴム含む)	樹脂材料以外 (金属・ガラス・セラミック)	
カドミウム (Cd)	必須	必須	必須
鉛 (Pb)	必須	必須	必須
水銀 (Hg)	必須	必須	必須
六価クロム (Cr(VI))注1)	必須	必須	必須
PBBs 注2)	必須	任意	任意
PBDEs 注2)	必須	任意	任意
塩素 (Cl)	必須	任意	任意
臭素 (Br)	必須	任意	任意
フタル酸エステル類 (DEHP、BBP、DBP、DIBP)	必須	任意	任意

注1) Cr(VI)については総 Cr 分析が検出下限以下であれば代用も可能です。

注2) 臭素の分析が検出限界以下であればPBBs、PBDEsの分析は不要です。

PBBs、PBDEsは全異性体の分析が必要です。(PBBs、PBDEsとも各10種)

### 6-4-3. 分析方法

当社推奨の検出限界および分析方法(下表)を満たすように高精度定量分析を行ってください。なお、蛍光X線分析は精度が不十分ですので分析報告書には使用できません。

表. 欧州RoHS物質、ハロゲン(塩素、臭素)の推奨検出限界と推奨分析方法

分析対象物質	推奨検出限界	推奨分析方法	
		前処理	分析
カドミウム (Cd)	2ppm 以下	IEC62321	ICP発光分光法
鉛 (Pb)	10ppm以下		
水銀 (Hg)	2ppm以下		
六価クロム (Cr(VI))	2ppm以下		ICP発光分光法、UV-Vis
PBBs	5ppm以下		ガスクロマトグラフ質量分析法
PBDEs	5ppm以下		
塩素 (Cl)	50ppm以下	EN14582	イオンクロマトグラフ法
臭素 (Br)	50ppm以下		
フタル酸エステル類 (DEHP、BBP、DBP、DIBP)	50ppm以下	IEC62321	ガスクロマトグラフ質量分析法

(補足)

- ・IEC62321で定めた Cr(VI)分析のスポットテストは、定量分析では無いため、高精度分析として認めません。
- ・CdとPbの前処理で沈殿物(不溶物)は、何らかの方法(アルカリ溶融法など)で完全に溶解して溶液化することが必要とし、EN 71-3:1994、ASTMF963-96a、ASTM F963-03、ASTM D 5517、ISO 8124-3:1997 に代表される溶出法は、前処理として不適用とします。また、EN1122:2001 は鉛に対する前処理法としては不適用とします。

#### 6-4-4. 分析報告書の記入項目

分析報告書には少なくとも下記の事項について明記されているものを提出ください。  
報告書に記入されていない場合は、漏れた事項を記入後、再提出してください。

1. 前処理法(Pre-conditioning method) ;  
    公定法を使用した場合はその名前が記載されていること  
    公定法と異なる方法の場合はその方法が記載されていること
2. 測定方法(Measurement method) ;測定法名あるいは公定法名が記載されていること
3. 測定者名、測定責任者名、分析機関名
4. 測定日
5. 測定結果 N.D.(not detectable)の場合は、定量下限値も記入してください。
6. 測定フローチャート 注3)

注3) 樹脂材料(インク・塗料・合成ゴム)のカドミウム(Cd)と鉛(Pb)の前処理において、完全に溶解して溶液化させた旨を「完全溶解した」と測定報告書または測定フローチャート上に必ず記入してください。

#### 6-4-5. 分析機関

第三者機関且つISO17025 認証取得済みの機関発行の分析報告書をご提出ください。  
当社の顧客から測定機関の指定がある場合は個別で要求させて頂く場合もあります。

#### 6-4-6. 分析報告書の有効期限

分析日より2年以内のものをご提出ください。また、特定の顧客からの要求によっては1年以内のものを要求させて頂く場合もあります。

#### 6-4-7. 分析報告書の言語

英語(もしくは英語併記)の報告書をご提出ください。例えば日本語のみ、中国語のみなどは受理できません。

#### 6-4-8. JAPIAシートへの記入

分析報告書に記載された数値は最大含有率を%でJAPIAシートにご記入ください。(化合物含有率の合計は100%になるように調整ください)

#### 6-4-9. その他

特定の顧客より、上記以外の物質(例えばヒ素、アンチモン、PVC(ポリ塩化ビニル)、ベリリウム、PFOS、PFOAなど)について分析報告書の提出要求がある場合は、当社からサプライヤー様に個別での分析報告書の依頼をさせて頂く場合がありますのでご対応ください。

なお、当社特定顧客からは以下表の分析報告書の提出要求があります。

そのため、当社特定顧客向けの部材を納品されるサプライヤー様に対しては、以下表の分析報告書の提出を個別に要求しますのでご対応ください。

表. 当社特定顧客の分析報告書要求

分析対象物質	分析対象の材料・材質	分析方法
カドミウム(Cd)	すべての材料	Methods described or referenced in IEC 62321 ISO17075-2 for Hexavalent Chromium (Cr6+) in leather EN 14372 followed by GC-MS for Phthalates
鉛(Pb)		
水銀(Hg)		
六価クロム(Cr(VI))		
PBBs	金属・ガラス・セラミックを除くすべての材料	EN 14582 US EPA SW-846 5050/9056 ASTM D 7359-14a, DIN 53474:2017-12, or IEC62321-3-2, followed by IC testing
PBDEs		
フタル酸エステル類 (DEHP、BBP、DBP、DIBP)		
塩素(Cl)	金属・セラミックを除くすべての材料	EN 14582 US EPA SW-846 5050/9056 ASTM D 7359-14a, DIN 53474:2017-12, or IEC62321-3-2, followed by IC testing
臭素(Br)		
フッ素(F)		
ヒ素(As)	ガラス	Total acid digestion followed by ICP-MS, ICP-OES, ICP-AES
ベリリウム(Be)	銅およびベリリアセラミックを含む金属合金 ※金属、合金、はんだに関しては、分析報告書の代わりに、組成に関する詳細情報が記載	US EPA 3050B US EPA 3052 ICP-AES in addition to ICP-MS

	された認定ミルテスト報告書(別名「ミルシート」)の提出でも容認します)	ICP-OES in addition to ICP-MS
PFOS、PFOA	インク、塗料、レザー、繊維、およびコーティング	DIN GEN/TS 15968 LC-MS-MS methods that can achieve an MDL of 25 ppb

**＜必須条件＞以下の条件を全て満たすこと**

- ① 均質材料毎に分析を行うこと。均質材料は全体が均一に構成されている単一の材料、または材料を組み合わせて構成されている材料であり、機械的な方法でそれ以上に分離することができないもの。
- ② 完成状態(市場で使用される状態)のサンプルで分析を行うこと。
  - インク・塗料・接着剤は塗布前の液状態の分析ではなく、乾燥後の硬化した状態で分析すること。
  - はんだフラックス・はんだペーストは実装後の熱処理したあとの状態で分析すること。
  - 糸はんだやはんだペーストは合金とフラックスに分離して別々に分析すること。なお、残留フラックスを除去する洗浄プロセスがある場合は分離しないままの分析でも可とする。
  - メッキを含むコーティング類は、コーティング処理後(メッキ処理後)の状態で分析すること。なお、基材から機械的に剥がせないコーティング類の場合は、コーティング処理(メッキ処理)を施した後の基材の分析でも可とする。処理前の液状態(メッキ液)での分析は不可とする。
- ③ 第三者機関且つISO17025認証取得済みの機関発行の分析報告書であること。
- ④ 分析日は**2年以内**であること。 ※当社が特定顧客に提出する時点で2年以内の必要があるのでサプライヤー様に対しては一定の期間を考慮したマージンを設けて要求する場合があります。
- ⑤ 分析報告書の記入項目は、6-4-4の項を満たすことに加え、
  - 英文(他言語との併記可)であること。
  - 報告書内の分析サンプルの名称(Description)は、対象材料であることが判別可能な名称であること。
  - 分析サンプルの写真を載せること。
  - 分析機関発行のオリジナル pdf ファイルであること。図印刷や加工が施されている pdf ファイルは不可。

6-5. SDS(MSDS)(成分表)

JAPIAシートの成分情報のエビデンスとしてSDS(MSDS)を提出ください。SDS(MSDS)は調達品を構成する部材または均質材料毎で提出ください。原則として英文の書面をご提出ください。

SDS(MSDS)がない場合は部材、または原材料メーカーが発行する成分表を提出ください。サプライヤーチェーンの上流に遡った成分情報の確認が主目的のため、サプライヤー様が作成される成分表はエビデンスとして認められません。

当社のjDescより依頼ありましたらご提出(jDescにWeb登録)ください。

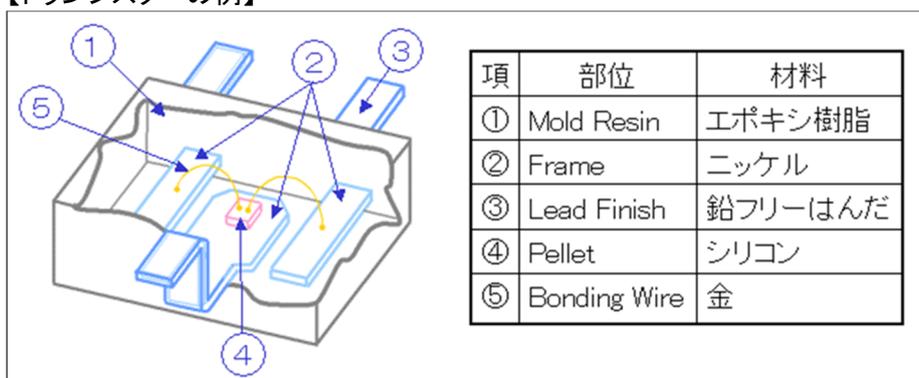
## 6-6. 部品構成図

次の部材については、部品構成図を作成してご提出ください。

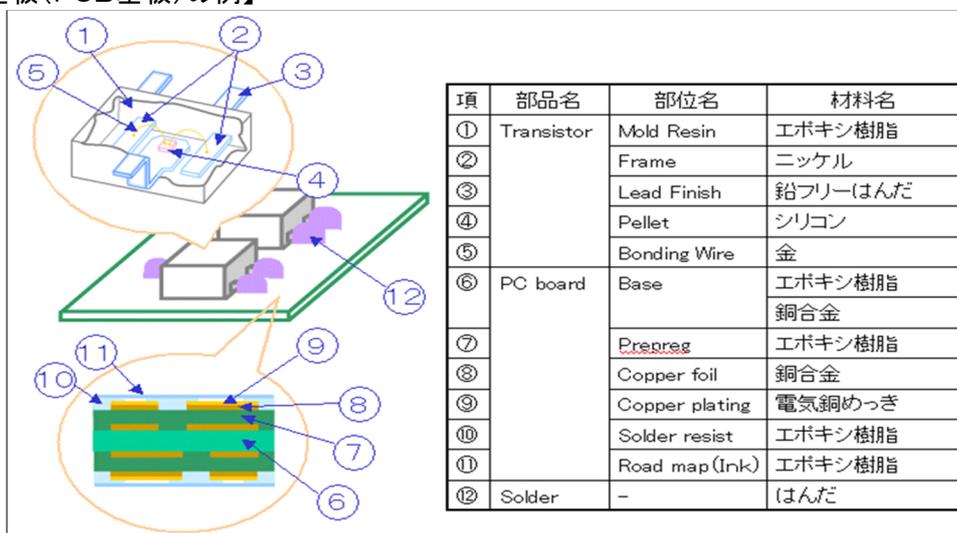
- ・電子部品類（IC・抵抗・コンデンサ・コネクタなど）、FPC、LED（LED-FPC、サーミスタ含む）、タッチパネル

下記の例を参考に各部位名称と原材料名称の関係が分かるようにフリーフォーマットで作成ください。当社のjDescより依頼ありましたらご提出（jDescにWeb登録）ください。

### 【トランジスターの例】



### 【電子基板(PCB基板)の例】



## 6-7. IMDS

環境法規制対応のため、自動車業界がMDS(\*)を収集しているWeb上のデータベース。最終的に自動車メーカーへMDSを提出することを目的とし、MDSの情報伝達の手段として、サプライチェーンで広く使用されている。

MDSの作成方法はグリーン調達ホームページに掲載している「JDI IMDS 作成マニュアル

ル」を参照ください。

(\*)MDS (Material Data Sheet):

製品や部品を構成する材料およびその材料を構成する化合物に関するデータ

## 7. 調査依頼からご提出方法

### ①取引先調査票(監査シート)

当社の調査システムより提出を依頼しますので、依頼時に指定される納期内に調査システムにWeb登録ください。

### ②環境管理物質不使用保証書

### ③JAPIAシート

### ④分析報告書

### ⑤SDS(MSDS)(成分表)

### ⑥部品構成図

上記②～⑥の資料はjDescシステムから、調査方法「WEB調査」の依頼通知が届きましたらシステムにログインして依頼内容や納期を確認し、各種資料を準備のうえ指定される納期までにjDescにWeb登録をしてください。

### ⑦IMDS

jDescシステムから調査方法「IMDS調査」の依頼通知が届きましたら、システムにログインして調査対象部材の依頼内容や納期を確認してください。その部材の含有物質(成分)情報をIMDSに登録後、IMDSから出力したMDSレポートのファイルをjDescに登録してください。

登録後は当社にて資料を確認し特に問題等なければシステムから完了通知が届きます。資料に不備などがある場合は、システムから差し戻し連絡されますので、不備修正後に再度Web登録をしてください。

当社の依頼元より電子メールで依頼する場合がありますので、その場合は電子メールの依頼内容に沿って提出ください。

jDescでの依頼連絡から資料登録の操作方法はグリーン調達ホームページのマニュアルを参照ください。

<jDescのご使用にあたっての注意事項>

- ・jDescへのログインにはID、パスワードが必要です。ID、パスワードのないサプライヤー様は事前にシステム利用申込手続きが必要です。グリーン調達ホームページの「jDesc利用申込書」を記入し電子メールにてお申込みください。
- ・環境管理物質不使用保証書はExcel形式またはPDF形式にしてご登録ください。PDF形式の場合は、「保証書トップページ」「別紙－構成表」「別紙－調査表」を一式として一つのPDFファイルまたはZIPファイルにしてご登録ください。
- ・当社の事前了承なしで環境管理物質不使用保証書のフォーマット文言を書き換えるのは禁止です。サプライヤー様の補足が必要な場合はコメント欄への記載や別書面を添付するなどでご対応ください。対応方法がご不明な場合は、個別に製品環境部門へお問い合わせ願います。
- ・JAPIAシートを登録する際は、JAPIAシートのバージョンが古い場合や、必要事項が未記入な場合などにおいてWeb登録時にエラーがでます。グリーン調達ホームページのJAMAシート活用マニュアルを参照しての確認をお願いします。
- ・分析報告書とSDS(MSDS)(成分表)は、jDescに登録するJAPIAシートの構成材料毎にご登録ください。
- ・部品構成図の登録をする際は、資料分類は「部品構成図」を選択してからご登録ください。
- ・ご登録頂く各電子ファイルは印刷可の設定をお願いします。

### Ⅲ. ガイドラインの取扱いについて

サプライヤー様に対するガイドラインの取扱いは以下のとおりです。

本ガイドラインは、改訂された都度、株式会社ジャパンディスプレイのグリーン調達ホームページに掲載いたします。サプライヤー様は常に最新版を御確認いただき、ダウンロードしてのご使用をお願いいたします。

### Ⅳ. 提出いただいた報告書などの取扱いについて

ご記入いただいたサプライヤー様の個人情報は、グリーン調達調査関連事項の内容を確認等させていただき目的にのみ使用させていただきます。また、必要に応じて、ジャパンディスプレイグループの委託業者などが使用することがございます。なお、提出された報告書類(調査ツールによるデータ、分析報告書、成分表またはSDS(MSDS)など)はエビデンスとして当社顧客へ提出する場合があります。

### Ⅴ. サプライヤー様へのお願い事項

・「製品に関わる材料等の調達品」および「生産活動に関わる調達品」のサプライヤー様には、環境保全活動を組織的に管理推進し、改善の継続的な実現をお願いいたします。については、サプライヤー様の改善活動および調達品に関する項目について、調査の上ご回答下さるようお願いいたします。

・含有化学物質情報の関連文書は、調達品を最後に製造してから、または当社に供給してから少なくとも10年間保管ください。なお、含有化学物質情報の関連文書とは、サプライヤー様にて分析等により作成された成分情報や上流サプライヤー、メーカー様から入手されている含有化学物質の情報文書等を指します。

・法規制改正等により新たな禁止物質・管理物質が追加された際に、調達品にそれらの物質が含有し、かつ当社に提出済みの報告資料に含有未報告の場合は、速やかにご連絡ください。

・「製品に関わる材料等の調達品」について、当社と納入仕様書による取り交わしを行う場合は、原則として仕様書内に「ジャパンディスプレイのグリーン調達ガイドラインを厳守する」という旨の文言を記載してください。

## VI. その他

### <ジャパンディスプレイのグリーン調達ホームページ>

日本語: <http://www.j-display.com/company/procurement/supply.html>

英語: <http://www.j-display.com/english/company/procurement/supply.html>

グリーン調達ガイドライン、表1:製品含有禁止物質および管理物質基準、環境管理物質不使用保証書フォーマット、JAMAシート活用マニュアル、JDesc操作マニュアルなど当社のグリーン調達に関する資料を掲載しております。

### <日本自動車部品工業会(JAPIA)>

日本語: <https://www.japia.or.jp/work/kankyuu/japiasheet/>

英語: <https://www.japia.or.jp/en/activities/environment/japiasheet/>

JAPIAが提供するJAPIAシートのマニュアルなどが掲載されております。

### <アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)>

日本語: <https://chemsherpa.net/>

英語: <https://chemsherpa.net/english>

### <International Material Data System(IMDS)>

<https://www.mdsystem.com/>

### <本文の言語について>

本書面と他言語に翻訳されている書面の内容に齟齬がある場合には、言語を問わず常に日本語の書面が優先されるものとします。

### <本件に関するお問い合わせ先>

株式会社ジャパンディスプレイ

製品環境部門

E-Mail: [green.proc.zz@j-display.com](mailto:green.proc.zz@j-display.com)

調達部門

E-Mail: [procure.manage.zz@j-display.com](mailto:procure.manage.zz@j-display.com)

以上

## 改訂履歴

Ver	変更内容	発行・改訂日
1.0	グリーン調達ガイドライン初版	2012年4月1日
2.0	<p>ジャパンディスプレイグループの各会社別で設定していたグリーン調達説明資料を廃止し、以下についての統一内容を本書に記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品含有禁止物質・管理物質基準</li> <li>・製品に関わる材料等の調達品の採用時に必要となる環境資料のフォーマットや種類</li> <li>・各資料の作成方法</li> <li>・各資料の依頼から提出までの運用方法(jDescシステムによる運用)</li> </ul>	2013年4月1日
3.0	<p><b>&lt;サプライヤー様の評価に関する変更&gt;</b></p> <p>【2-1項】【4-1項】【4-1-1項】 製品含有化学物質管理システムの構築要求について明記</p> <p>【4-1項】【4-1-1項】【4-1-2項】 「取引先調査票(監査シート)」をJEITA監査シートからJAMP監査シートに基づくチェックシート内容に変更し、それに伴う関連文章や選定基準を変更</p> <p>【4-1項】 ・サプライヤー様が商社機能の場合は最終の製造メーカー様も評価対象範囲になることを追記</p> <p>【4-1-4項】 ・更新評価について新設</p> <p>【6-1項】【7項】 ・「取引先調査票(監査シート)」の提出方法を電子メールにから、調査システムによる説明に変更</p> <p><b>&lt;JDIからの支給部材の扱いについて追記&gt;</b></p> <p>【4-2項】 ・支給部材は分析報告書、SDS(MSDS)、部品構成図の提出は不要の旨を追記</p> <p>【6-3-1項】 ・支給部材のJAMAシートへの記入方法について追記</p> <p><b>&lt;環境管理物質不使用保証書に関する変更&gt;</b></p> <p>【6-2-1項】 ・保証書トップページのフォーマット改定に伴い、記入方法を一部修正 ・「再生樹脂」の定義について追記</p>	2014年4月1日

	<p><b>【6-2-2項】</b>  ・別紙－構成表のフォーマット改定に伴い、記入方法を一部修正  (支給部材の記入方法を追記)</p> <p><b>【6-2-3項】</b>  ・別紙－調査表のフォーマット改定に伴い、記入方法を一部修正  (非開示物質の設問について記入方法を変更)</p> <p><b>【7項】</b>  ・「jDescのご使用にあたっての注意事項」に、環境管理物質不使用保証書のフォーマットの文言書き換えについて追記</p> <p><b>&lt;分析報告書に関する変更&gt;</b></p> <p><b>【4-2項】</b>  ・分析報告書の提出について語弊を生む文章を修正</p> <p><b>【4-2項】【6-4-6項】</b>  ・測定日の有効期限を1年以内から2年以内に変更</p> <p><b>&lt;MSDSに関する変更&gt;</b></p> <p><b>【全文】</b>  ・「MSDS」を「SDS(MSDS)」に変更</p> <p><b>&lt;部品構成図に関する変更&gt;</b></p> <p><b>【4-2項】【6-6項】</b>  ・構成情報が判別し難い部材について、「部品構成図」を別途要求する場合があることを追記</p> <p><b>&lt;その他の文章追加・変更、文言修正等&gt;</b></p> <p><b>【全文】</b>  ・誤記を修正  ・実状に合わせた文章・文言等に修正</p> <p><b>【IV項】</b>  ・JAMPのURL情報を追記  ・本件に関するお問合せ先にメールアドレスを追記</p>	
4.0	<p><b>&lt;サプライヤー様の評価基準に関する変更&gt;</b></p> <p><b>【4-1-2. 選定基準】</b>  ・評価結果について定性的な判定をするための文言を追記</p> <p><b>【4-1-3. 監査】【6-1. 取引先調査票(監査シート)】</b>  ・監査を行う場合の説明を追記</p> <p><b>&lt;項の削除&gt;</b></p>	2015年4月1日

	<p>・以下の項は「グリーン調達説明資料」に掲載している内容と重複するため削除</p> <p>【6-2-1. 保証書トップページの記入方法】</p> <p>【6-2-2. 別紙－構成表の記入方法】</p> <p>【6-2-3. 別紙－調査表の記入方法】</p> <p>&lt;その他の文章追加・変更、文言修正等&gt;</p> <p>【全文】</p> <p>・誤記を修正</p> <p>・実状に合わせた文章・文言等に修正</p>	
5. 0	<p>&lt;サプライヤー様の評価基準に関する変更&gt;</p> <p>【4-1-2項】</p> <p>・項名を「選定基準」から「判定基準」に変更</p> <p>・B、Cランクの判定基準を変更(「是正対象」に変更)</p> <p>・監査シート未提出の場合はCランクになることを追記</p> <p>【4-1-3項】</p> <p>・項名を「監査」から「評価方法」に変更</p> <p>・書類監査と訪問監査それぞれの方法について説明する文章に変更</p> <p>・訪問監査を行う場合の説明文章を変更及び追記</p> <p>【4-1-4項】</p> <p>・更新評価の頻度を原則2年毎に変更</p> <p>&lt;サプライヤー様へのお願い事項に関する変更&gt;</p> <p>【V. サプライヤー様へのお願い事項】</p> <p>・含有化学物質情報の保管期間に関するお願いを追記</p> <p>・法規制改正時等において、当社への含有化学物質情報の連絡に関するお願いを追記</p> <p>&lt;その他の文章追加・変更、文言修正等&gt;</p> <p>【全文】</p> <p>・誤記を修正</p> <p>・実状に合わせた文章・文言等に修正</p>	2016年4月1日
6. 0	<p>&lt;分析報告書に関する変更&gt;</p> <p>【4-2項】【6-4-2項】【6-4-3項】</p> <p>・フタル酸エステル類の分析報告書に関する要求内容を追記</p>	2017年4月1日

	<p>【5項】【6-4-9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の分析対象になりえる物質としてベリリウム、PFOS、PFOAを追記</li> </ul> <p>&lt;項の削除&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の項は「JAMAシート活用マニュアル」に掲載している内容と重複するため削除</li> </ul> <p>【6-3-1. JAMAシートの構成物質記入内容について】</p> <p>&lt;その他の文章追加・変更、文言修正等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記等を修正</li> </ul>	
7.0	<p>&lt;分析報告書に関する変更&gt;</p> <p>【4-2項】【6-4-2項】【6-4-3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フタル酸エステル類の分析報告書に関する要求内容を変更</li> </ul> <p>&lt;その他の文章追加・変更、文言修正等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤記等を修正</li> </ul>	2018年4月1日
8.0	<p>&lt;文章追加・変更、文言修正等&gt;</p> <p>【2. ジャパンディスプレイグループの取組み】</p> <p>【2) 生産活動に関わる調達品についての取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品への接触等による成分移行する可能性のある間接材料に関する要求内容を追記</li> </ul> <p>【3. 本ガイドラインの適用範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲にOEM、ODM先も含まれることを追記</li> </ul> <p>【4-1. サプライヤー様の評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文中の「実施項目一覧兼チェックシート」を「製品含有化学物質管理ガイドラインのチェックシート」に修正</li> </ul> <p>【4-1-1. 評価項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目を更新(JAMP 発行の「製品含有化学物質管理ガイドラインのチェックシート」の改訂による変更)</li> </ul> <p>【4-1-2. 判定基準】</p>	2019年4月1日

	<p>・判定基準を変更(JAMP 発行の「製品含有化学物質管理ガイドラインのチェックシート」の改訂による変更)</p> <p>【4-2. 製品に関わる材料等の調達品 採用基準】</p> <p>・調達品の納入時に使用する包装材について資料の提出要求する可能性があることを追記</p> <p>【6-4-1. 分析対象材料】</p> <p>・調達品が液状のものは製品成型後の状態(乾燥後)の分析を行う旨を追記</p> <p>【V. サプライヤー様へのお願い事項】</p> <p>・納入仕様書の取り交わしに関するお願い事項を追記</p> <p>・他、誤記等を修正</p>	
9.0	<p>＜サプライヤー様の評価基準に関する変更＞</p> <p>【4-1-4. 更新評価】</p> <p>・頻度の原則2年毎を削除し、規定する内容から更新評価の実施を判断する方法に変更</p> <p>・他、誤記等を修正</p>	2020年4月1日
10.0	<p>＜分析報告書に関する変更＞</p> <p>【6-4-9. その他】</p> <p>・当社特定顧客からの分析報告書の要求内容を追加</p> <p>＜その他の文章追加・変更、文言修正等＞</p> <p>・JAMAシートをJAPIAシートに変更</p> <p>・他、誤記等を修正</p>	2021年4月1日
11.0	<p>＜サプライヤー様の評価基準に関する変更＞</p> <p>【4-1-2. 判定基準】</p> <p>・古いバージョンの「取引先調査票(監査シート)」の取扱いに関する文章を削除</p> <p>【4-1-3. 評価方法】</p>	2022年4月1日

	<p>・オンラインによる監査について追記</p> <p><b>&lt;提出を要求する環境資料に関する変更&gt;</b>  【4-2. 製品に関わる材料等の調達品 採用基準】</p> <p>・⑥その他にIMDSの提出要求について追記</p> <p><b>&lt;分析報告書に関する変更&gt;</b>  【6-4-9. その他】</p> <p>・ベリリウムの分析対象の材料・材質を変更</p> <p><b>&lt;その他の文章追加・変更、文言修正等&gt;</b>  ・IMDSの参照URLを追加</p>	
12.0	<p><b>&lt;分析報告書に関する変更&gt;</b>  【6-4-9. その他】</p> <p>・分析対象物質にフッ素を追加</p> <p>・分析方法を更新</p> <p><b>&lt;提出を要求する環境資料に関する変更&gt;</b>  【6. ご提出いただく各資料、報告書の説明】</p> <p>・6-7. IMDSの項を新設</p> <p><b>【7. 調査依頼からご提出方法】</b>  ・IMDSの提出方法について追記</p> <p><b>&lt;その他の文章追加・変更、文言修正等&gt;</b>  ・他、誤記等を訂正</p>	2024年4月1日